

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が「〇〇〇〇からの公益通報に関して、指定通報窓口から県立学校人事課に情報提供された記録（平成〇〇年〇月〇〇日通報分）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成27年2月13日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

（1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成27年1月29日付けで「平成〇〇年度以降公益通報で弁護士さんから県立学校人事課に送付された請求人の分すべて」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成27年2月13日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知し開示を行った。

（2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成27年3月3日付けで、本件処分の不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年6月1日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年6月1日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年7月3日、申立人から意見書の

提出を受けた。

エ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年7月29日、実施機関から意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件対象保有個人情報のうち「事実確認書(〇〇教諭)」には、開示請求者以外の個人の氏名が記録されている。また、「パワーハラスメントに関する申立確認」には、開示請求者以外の個人の氏名及び個人の心身に関する情報が記録されている。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、又は個人の人格と密接に係る情報であって、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第17条第3号に該当する。

(2) また、本件処分の不開示部分には、当時〇〇〇〇高等学校職員及び生徒の氏名等の個人情報が記載されている。

校長は、学校の責任者として適正な学校運営を行う責務があり、そのために、学校における事実について、正確に把握する必要がある。そのためには、職員等から率直な情報提供等の協力が行われることが不可欠である。職員等は、第三者には知られないことを前提に協力を行っており、本件対象保有個人情報には、これらの情報提供結果を踏まえた内容が含まれている。これが開示されることになると、校長への信頼が損なわれ、今後同様の事務を行う際に職員からの協力が得られなくなるおそれがある。そうなれば、校長が正確な事実を把握することが困難になり、適正な学校運営に支障が出るおそれがある。このことから、これを開示することで当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号にも該当するものである。

5 審査会の判断

(1) 不開示理由の追加について

実施機関は、本件処分において、不開示部分を開示しない理由を、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、かつ、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第17条第3号に該当するためとしていた。しかし、当審査会に提出した平成27年6月1日付け開示決定等理由説明書において、これらの不開示部分が開示されることになると、適正な学校運営に支障が出るおそれがあるため、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号にも該当するとして、不開示理由を追加した。

そこで、当審査会では、追加された不開示理由も併せて申立人に反論の機会を与えたところ、申立人は「開示決定等理由説明書に対しての意見書」を提出した。

このため、当審査会は、実施機関の行った決定内容について、追加された不開示理由を含めてその当否を判断するものとする。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、申立人が指定通報窓口である弁護士に対して行った公益通報に関して、県立学校人事課に情報提供された記録のうち平成〇〇年〇月〇〇日分である。

なお、当該公益通報については指定通報窓口において不受理となったが、申立人から希望があったため、県立学校人事課宛に情報提供がなされたものである。

申立人は、本件処分の不開示部分は条例第17条第3号及び第7号の不開示情報に該当しないと主張しているので、当審査会では本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(3) 不開示情報該当性について

当審査会が事務局職員に調査させたところ、申立人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び生徒に対する〇〇〇〇〇〇をしたことを理由として〇〇〇〇を受けた事実が認められる。また、当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示部分には、当該事故に係る生徒の氏名、心身に関する情報及び保護者に関する情報並びに教員の氏名が記載されている。

ア 生徒の氏名、心身に関する情報及び保護者に関する情報について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当該不開示部分に記載された内容は、生徒の氏名、心身に関する情報及び保護者に関する情報であり、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。これらの情報は、生徒及びその家族において、申立人を含め自己が欲しない他者にみだりにこれを開示されたくないと考えるのが自然な情報であると言える。さらに、本件対象保有個人情報においては、当該生徒が未成年者であることを考慮するとより一層、開示することによってプライバシーを害するなど当該生徒の権利利益が損なわれることのないよう、特に慎重に保護されるべきである。

したがって、本件処分の不開示部分のうち生徒の氏名、心身に関する情報及び保護者に関する情報は条例第17条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことから、これを開示しないものとした実施機関の判断は是認できる。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第3号に該当することが認められるため、実施機関の主張する条例第17条第7号該当性については判断するまでもない。

イ 教員の氏名について

条例第17条第7号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業についてイからホまでで典型的に「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」

とされるものを定めるとともに、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。ここで、この「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、氏名が不開示とされた教員は、申立人に係る事故に関連して校長に対し情報提供を行った関係者であり、その氏名が開示されることになれば、今後、同様の事案が発生した場合に校長が行う同種の調査への協力依頼に対して関係者が協力することをちゅうちょし、その結果学校における様々な事実を校長が正確に把握できず、適切に対応することができなくなり、適正な学校運営に支障を及ぼすおそれが容易に推測できる。

したがって、本件処分の不開示部分のうち教員の氏名は、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第7号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第3号該当性については判断するまでもない。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成27年 6月 1日	諮問を受ける（諮問第138号）
平成27年 6月 1日	実施機関から理由説明書を受理
平成27年 6月26日	審議
平成27年 7月 3日	申立人から意見書を受理
平成27年 7月29日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 9月 9日	審議
平成27年10月 6日	審議
平成27年11月 4日	審議
平成27年11月12日	答申